

児童の権利に関する条約 (抜粋)

テレビやラジオ、またインターネットの報道などでは、日本だけでなく世界の子どもたちの様子を見聞きする機会がよくあります。そんななか、飢えや戦争、貧困、虐待などで苦しんでいる子どもが世界中にたくさんいることに気づきます。

1989年(平成元)、多くの子どもたちが苦しむ現状をどうにか打破しようと、国際連合の総会で「児童の権利に関する条約(通称:子どもの権利条約)」が採択されました。世界中の子どもたちに「人間としての権利」を認め、子どもたちがそれらの権利をきちんと行使できるように定めた条約です。1994年(平成6)、日本もこの国際条約を結んでいます。

ここでは「児童の権利に関する条約」において、とくに「保健」に関する部分を抜粋し、解説をしていきます。

1 児童の最善の利益

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

解説

ここで注目したいのは、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」という部分です。「児童の最善の利益」とはどういうことでしょうか? これは「いつどんなときにも、子どもにとって最もよいことは何かを考えて、ことにあたる」ということです。

将来、保育士として子どもにかかわっていくことになるみなさんは、保育所や児童福祉施設において、保育士や施設職員といったおとなの都合で決めるのではなく、子どもにとって何が最もよいことなのかを考えて行動しなければならないということです。

「そんなことは当たり前だ」と思うかもしれませんが、しかし実際にはそれが難しい場合があります。判断に迷ったときはいつもこの条文を思い出し、「この子にとって最もよいことは何だろうか?」と自分に問いかけて進んでいきましょう。

2 生きていくことの権利、発達することの権利

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

解説

「すべての児童が生命に対する固有の権利を有する」とは、世界のすべての子どもたちが「生きる権利をもっていることを認める」ということです。現実には戦争や紛争によって、また事故や虐待などによって生命を失う子どもがたくさんいます。すべてのおとなは、そのような事態を少しでも改善し、子どもたちの生きる権利を守らなければならないのです。

もう一つ気をつけておきたいのは「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」とはっきり書かれている点です。子どもは日々、発達し、成長している存在です。生きる権利だけでなく、子どもが健やかに育つ権利も守らなければなりません。まずは生命の安全を確保すること、そして事故や病気、事件などから子どもたちを守ることに、保育士は最大限の努力をしなければなりません。

3 行政機関との協力

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

解説

子どもは、基本的にはその父母、または法律で認められた保護者が育てます。子どもを安全かつ健康に育てるためにはいろいろな資源や環境が必要になります。国や市町村はそのための資源を提供し、整備しなければなりません。それがこの部分の趣旨です。「資源」や「環境」には、保育士をめざす人が所属することになる保育所や児童養護施設等も含まれます。日々の保育は一人ひとりの保育士が「子どもにとって、最もよいこと」をめざして行います。国や市町村はそのバックアップをしなければなりません。保育は地域の行政機関と連携・協力し合って行われていくものです。